

別記

審査及び評価基準

ア 1次審査

確認内容	対象様式
① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当しない者	・ 資格要件確認書（様式第 3 号）
② 高知市競争入札指名停止措置要綱（平成 6 年 7 月 1 日制定）（以下「本市指名停止要綱」という。）の規定による指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者	・ 資格要件確認書（様式第 3 号）
③ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。	・ 資格要件確認書（様式第 3 号）
④ 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年規則第 28 号）第 4 条各号のいずれにも該当しない者	・ 資格要件確認書（様式第 3 号）
⑤ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反するとして、公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発又は逮捕されていない者、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者	・ 資格要件確認書（様式第 3 号）
⑥ 役員又は使用人等が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条に違反する容疑により、逮捕されていない者、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者	・ 資格要件確認書（様式第 3 号）
⑦ 参加意向申出書の提出期限の日時点において、高知市測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格又は高知市物件等競争入札参加資格を有する者	・ 資格要件確認書（様式第 3 号）

<p>⑧ 過去 10 年間（平成 26 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）に国又は地方公共団体が実施する復興に係る計画等の策定業務の実績を有すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格要件確認書（様式第 3 号） ・ 企業の業務実績調書（様式第 4 号）
<p>⑨ 高知市内に主たる本社（又は本店）若しくは委任を受けた支社，支店若しくは営業所等を置く者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格要件確認書（様式第 3 号）
<p>⑩ 管理技術者を配置することができる者。管理技術者は，技術上の管理を行うに必要な能力を有し，かつ次のいずれかの要件を満たすものでなければならない。</p> <p>ア 技術士「総合技術監理部門：都市及び地方計画部門」</p> <p>イ 技術士「建設部門：都市及び地方計画部門」</p> <p>ウ RCCM「都市計画及び地方計画」</p> <p>エ 建設コンサルタント登録規程第 3 条第 1 号ロの規程により大臣が認定した者（都市計画及び地方計画部門）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格要件確認書（様式第 3 号）
<p>⑪ 照査技術者を配置することができる者。照査技術者は，管理技術者と同等以上の資格及び技術力を有する者でなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格要件確認書（様式第 3 号）

注 1：公告日から契約相手方の候補者決定までの間において，上記①～⑪の要件をすべて満たす者を，提案資格を有する者とする。

注 2：募集要領の「10 その他留意事項」の(2)に該当することが明らかになったときは，失格となることがある。

イ 2次審査

評価項目	配点	評価の視点	主たる対象様式
(1) 企業の評価	10点	・過去10年間(平成26年4月1日～令和6年3月31日)に国又は地方公共団体が実施する復興に係る計画等の策定業務の実績をどの程度有しているか。(JVとして参加する応募者は、代表構成員の実績件数とする。)	・企業の業務実績調書(様式第4号) ※1次審査時に提出されたもの
	10点	・高知市内に主たる本社(又は本店)若しくは委任を受けた支社、支店若しくは営業所等を有しているか。(JVとして参加する場合、上記内容は代表構成員とする。)	※公告日時点の入札参加資格者名簿により確認
(2) 配置技術者の評価	5点	・管理技術者に類似業務の実績が十分にあるか。(JVとして参加する応募者は、代表構成員の実績件数とする。)	・配置予定管理技術者の資格・経歴等(様式第6号)
(3) 業務遂行能力	5点	・業務に必要な人員体制、役割分担がなされているか。	・業務の実施体制(様式第5号)
(4) 企画提案書	10点	【実施方針・業務手順・工程計画】 ・提案者のノウハウ、優位性等に基づいた本業務の実施方針等が本業務の目的に沿って明確に示されているか。(5点) ・業務手順及び工程は効率的か。(5点)	・企画提案書(任意様式)
	30点	【課題1 課題抽出と解決策】 ・提案者の実績に基づく高い専門知識や多角的な視点があり、課題が、目的に沿って明確に把握された提案となっているか。(10点) ・上位計画(「高知市復興基本方針(素案)」「高知市総合計画」「高知市都市計画マスタープラン」)等の内容を踏まえた提案となっているか。(10点) ・コスト面や現状及び課題点等を総合的に勘案した提案となっているか。(10点)	・企画提案書(任意様式)
	30点	【課題2 復興パターン・ゾーニングの提案】 ・提案内容が、課題を的確に把握し、図表やイメージ等を効果的に使ってわかりやすく、説得力のある提案となっているか。また、今後の計画策定業務において、利活用できる提案となっているか。(10点) ・上位計画(「高知市復興基本方針(素案)」「高知市総合計画」「高知市都市計画マスタープラン」)等の内容を踏まえた提案となっているか。(10点) ・コスト面や現状及び課題点等を総合的に勘案した提案となっているか。(10点)	・企画提案書(任意様式)
	20点	【課題3 独自提案】 ・提案内容が、実現可能なもので専門性を活かした、実効性の高い提案となっているか。(10点) ・コスト面や現状及び課題点等を総合的に勘案した提案となっているか。(10点)	・企画提案書(任意様式)
(5) 業務参考見積額	10点	業務コストの妥当性 (配点は提案見積額の上限額に対する割合で評価)	・業務参考見積書(任意様式)
合計	130点		